⑶　⑴のアの検査又は⑵のイの㋑の検査で陽性となった場合の対応

都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課及び動物衛生課（加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課）に対して、⑴のアの検査又は⑵のイの㋑の検査で陽性となった旨を連絡するとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体（生及びホルマリンで固定された延髄）を、⑸の死亡牛等の確定検査を我が国で唯一実施している国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。また、動物衛生課は、その旨を厚生労働省に連絡する。

⑷　動物衛生研究所による確定検査の陽性判定に備えた準備

⑶の検体を動物衛生研究所に送付する際、都道府県又は出荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア　⑴のアの検査で陽性となった牛の死亡前の臨床症状の把握

イ　疑似患畜の焼却方法、同居牛の扱い、患畜・疑似患畜の死体及び汚染物品等の処分場所への運搬方法等の検討

ウ　動物衛生研究所による確定検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、当該他の都道府県の畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導

⑸　動物衛生研究所による確定検査

動物衛生研究所は、⑶により都道府県から検体の送付があった場合には、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。また、ウエスタンブロット法による検査では、非定型ＢＳＥか否かも確認する。

なお、動物衛生研究所はＢＳＥの確定検査を行うため、ＢＳＥプリオンを取り扱うことができるバイオセーフティレベル（病原体等を取り扱う実験室・施設に関する世界保健機関（ＷＨＯ）による格付け）３相当の施設を維持・管理するよう努めることとする。

２　厚生労働省による検査

⑴　食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

と畜場の所在する都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課から、と畜後のスクリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び当該牛から生産されたもの（枝肉、内臓、蹄等）が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。その後、関係都道府県では次の措置を講じ、その旨を動物衛生課に報告する。

ア　と畜場の所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

㋐　出荷農場の特定

㋑　当該牛から生産されたものがと畜場外に搬出されていないことの確認（と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第５条の規定に基づくと畜検査の結果判明前のと畜場外への持ち出しがある場合は、その所在の確認）

㋒　疑似患畜となる可能性がある牛を特定するための疫学調査

㋓　㋒の疫学調査の結果、検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合に、当該牛が飼育されている農場が所在する都道府県畜産主務課への連絡（連絡を受けた都道府県は、当該牛の移動を自粛するよう指導）

イ　出荷都道府県畜産主務課は、１の⑷のアからウまでに準じた措置を講ずる。

ウ　当該牛から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

㋐　当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のあるものの保管に関する指導、確認

㋑　汚染物品の焼却方法の検討

⑵　厚生労働省による確認検査

動物衛生課は、厚生労働省による確認検査（⑴のスクリーニング検査で陽性となった後に行われる検査をいう。以下同じ。）の結果について、厚生労働省から連絡を受けた際には、速やかにと畜場の所在する都道府県の畜産主務課及び出荷都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

第４　病性等の判定

１　病性の判定

農林水産省は、次の⑴又は⑵により病性を判定する。

⑴　第３の１の⑵のイの㋐及び同㋓の結果を踏まえた病性の判定

第３の１の⑵のイの㋐の臨床検査及び同㋓の経過観察の結果、ＢＳＥである可能性が高い場合については、農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

⑵　第３の１の⑸及び同２の⑵の結果を踏まえた病性の判定

動物衛生研究所における確定検査（第３の１の⑸）及び厚生労働省による確認検査（同２の⑵）については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

２　患畜及び疑似患畜の判定

１の病性の判定の結果に基づき、次の⑴に該当する牛を患畜と判定し、⑵のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

⑴　患畜

１の⑵の農林水産省の病性判定の結果、陽性と判定された牛

⑵　疑似患畜

ア　第３の１の⑵のイの㋑において、病性鑑定が必要と判定された牛

イ　患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、当該患畜と同じ飼料を給与されたもの（ただし、飼料の給与状況についての調査結果が得られない場合は、当該患畜の生まれた農場（牛群）において、当該患畜が産まれた日の前後12か月の間に生まれた牛）

ウ　第３の１の⑸の動物衛生研究所による確定検査（ただし、同⑵のイの㋑の検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究所に送付があったときに行われる確定検査を除く。）又は第３の２の⑵の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

第５　病性等の判定時の措置

１　関係者への連絡

⑴　都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地（市町村等）について、電話、電子メール、ファクシミリ等により、速やかに連絡する。

ア　都道府県食品衛生主務課

イ　当該牛の所有者

ウ　死亡牛にあっては当該牛の死体を運搬した車両の所有者

エ　死亡牛にあっては当該牛の死体の保管施設及び採材施設

オ　当該都道府県内の関係市町村

カ　当該都道府県の獣医師会、生産者団体等の関係機関

キ　関係都道府県

⑵　都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜ではないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該牛の所有者に連絡する。また、異状の原因の調査を行い、その結果について当該牛の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

２　対策本部の設置及び農林水産省・都道府県等の連携

⑴　農林水産省は、患畜又は疑似患畜（ただし、第４の２の⑵のイに該当するものを除く。）である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、必要な防疫措置等を定めた防疫方針を決定する。